



| 7  |  |  |  |  |  |  | 行刑施設運営業務                   | 現在法務省にて実施している行刑施設の運営に係る業務 |   |  |  | 現在の業務内容およびコスト  |   | 法務省                      |  |
|----|--|--|--|--|--|--|----------------------------|---------------------------|---|--|--|--|---|--------------------------|--|
| 8  |  |  |  |  |  |  | 公務員宿舎統括業務                  | 財務省等の公務員宿舎統括業務            | 民間事業者が公務員宿舎を一括管理し、公務員の入退去管理、不足時の民間宿舎手配、遊休国有宿舎の民間への賃貸、管理、国有財産台帳整備等の業務を行う。公務員について住みやすい環境を提供するとともに、民間施設を含めた柔軟な受給調整、国有資産の有効活用による歳入増等を図る。全国の宿舎の立地及び設備規況を把握することにより、國の保有の適合の判断や公務員宿舎使用料の適正化に資する基礎データを整備し維持する。  |  |  | 組織の一部の業務を切り出すため、正確な業務量(業務負荷)と現状の機械化等の設備およびその業務にかかる総コストの開示が必要   |   |                          | 財務省  |
| 9  |  |  |  |  |  |  | 国税の徴収・回収業務支援               | 文書・電話通告、現地調査支援、訴状作成支援等    | 債権回収業者(サービサー)では、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話通告、現地調査や訴状作成などのサポートを行って、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することを目的とする。   | 国税徴収法第1章第2条111ににより当該事業について民間事業者への徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することを目的とする。   | 国税徴収法第1章第2条111に「税務署長その他の国税の徴収について、現地調査や訴状作成などのサポートを行って、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することを目的とする。     | 国等の団体は非課税団体であるが、民間事業者は法人税を払うこと前提として企業経営を行っている。落札金額について、法人税分のハンデが民間事業者にあることを考慮いただきたい。また間接費を含めたトータルコストで計算していただきたい。 | 開示して頂きたい情報は以下のとおりである。<br>・事業規模<br>・繁忙期<br>・間接費<br>・業務量(処理件数)<br>・徴収・回収金額等 | ・委託仕様(SLA)の厳密性<br>・リスク分担 | 国税庁<br>法務省   |
| 10 |  |  |  |  |  |  | 国立大学・高等専門学校等の授業料の徴収・回収業務支援 | 文書・電話通告、現地調査支援、訴状作成支援等    | 債権回収業者(サービサー)では、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話通告、現地調査や訴状作成などのサポートを行って、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することを目的とする。   | 国立大学の授業料の徴収方法に関する規定ではなく、現行制度下においても、授業料徴収の外部委託は可能であり、現に、システムを導入して、外部委託の実施を試みているところも存在するようである。<br>授業料の費用に関する法律は定められている。国立大学人法22条4項において、「国立大学及び次条の規定により国立大学に附屬して設置される学校の授業料その他の費用に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。」としている。<br>授業料その他の費用に関する省令が定められているが、本省令は、<br>・1条～6条 国立大学や養護学校などの授業料の標準額<br>・7条 入学料の徴収時期<br>・8条 検定料の標準額<br>・9条 寄宿料の標準額<br>・10条 授業料の上限額<br>・11条 経済負担の軽減措置<br>・12条 雑則<br>をについての規定を設けてい | 左記の事情により、特段の緩和措置は不要と思われるが、民間事業者の参入も可能といった徴収に関する規定は必要である。   | 国等の団体は非課税団体であるが、民間事業者は法人税を払うこと前提として企業経営を行っている。落札金額について、法人税分のハンデが民間事業者にあることを考慮いただきたい。また間接費を含めたトータルコストで計算していただきたい。 | 開示して頂きたい情報は以下のとおりである。<br>・事業規模<br>・繁忙期<br>・間接費<br>・業務量(処理件数)<br>・徴収・回収金額等 | ・委託仕様(SLA)の厳密性<br>・リスク分担 | 文部科学省<br>法務省   |
| 11 |  |  |  |  |  |  | 公金収納(使用料・手数料・税金等)の収納代行業務   | クレジットカード決済や電子証紙を活用した収納    | わが国では公金収納(使用料・手数料・税金)のチャネルが金融機関・郵便局・税務署の窓口支払やATM振替だけでなく、マルチペイメントネットワークを利用したインターネットバンキング・モバイルバンキングなどのチャネルが拡大し、すでに財務省・名古屋国税局などで取組が行われている。国民の利便性を考えると、クレジットカードや電子証紙などのチャネルも必要であり、これらチャネルを使った収納代行する。またこれにより収納率の向上と職員負荷の軽減を図る。   | 「予算決算及び会計令」第5章収入第2節収納第32条(日本銀行における収納等の手続)で「財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者及び払込者に交付することを要しない」とあるため、別途定める必要がある。  | 「予算決算及び会計令」第5章収入第2節収納第32条(日本銀行における収納等の手続)で「財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者及び払込者に交付することを要しない」とあるため、財務大臣の認可が必要である。 | 国等の団体は非課税団体であるが、民間事業者は法人税を払うこと前提として企業経営を行っている。落札金額について、法人税分のハンデが民間事業者にあることを考慮いただきたい。また間接費を含めたトータルコストで計算していただきたい。 | 開示して頂きたい情報は以下のとおりである。<br>・事業規模<br>・繁忙期<br>・間接費<br>・業務量(処理件数)<br>・収納金額等    | ・委託仕様(SLA)の厳密性<br>・リスク分担 | 国税庁<br>厚生労働省<br>経済産業省<br>総務省<br>農林水産省<br>文部科学省<br>国土交通省<br>財務省 |
| 12 |  |  |  |  |  |  | 国立大学・高等専門学校等の授業料の収納代行業務    | クレジットカード決済による収納           | 学生及び学生の両親等の支払方法の多様化による利便性を図るため、クレジットカード決済による収納を行っている。それにより、収納率の向上と職員負荷の軽減を図る。   | 各国立大学で「財務及び会計に関する事項についての基準」(会計規程)により主要取引金融機関を選定している。現在は民間事業者の参入は特にはない。   | 各国立大学の「財務及び会計に関する事項についての基準」(会計規程)で「クレジットカード決済も行う」といった追加が必要である。   | 国等の団体は非課税団体であるが、民間事業者は法人税を払うこと前提として企業経営を行っている。落札金額について、法人税分のハンデが民間事業者にあることを考慮いただきたい。また間接費を含めたトータルコストで計算していただきたい。 | 開示して頂きたい情報は以下のとおりである。<br>・事業規模<br>・繁忙期<br>・間接費<br>・業務量(処理件数)<br>・収納金額等    | ・委託仕様(SLA)の厳密性<br>・リスク分担 | 文部科学省  |
| 13 |  |  |  |  |  |  | 国立大学法人施設保全管理業務             | 各国立大学法人における、施設保全管理業務      | 民間事業者が各国立大学法人が保有する文教施設の保全業務(保全作業及び管理)を一括して実施する。国立大学施設においては、経年による老朽化や機能劣化が進んでいる。そのため、民間事業者は全国的な電子情報組織を設け、各国立大学の保全情報を集積管理し、各大学を横断するベンチマーク分析を行い維持管理費やエネルギー使用量、適正化を図ることにより、長期保全計画に基づいた施設整備費の適正な配分等によりライフサイクルコストを低減を図る。また、資産の現況を把握することにより、遊休資産の販売、売却等の有効活用に資する基礎データを整備し維持する。 |  |  | 組織の一部の業務を切り出すため、正確な業務量(業務負荷)と現状の機械化等の設備およびその業務にかかる総コストの開示が必要   |   |                          | 文部科学省  |



六





|    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |       |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|-------|
| 33 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <p>情報公開できる下記資料とは別に、以下に列挙する情報：</p> <p>・公開請求対象資料<br/>・組織 厚生労働省<br/>・文書分類<br/>・大分類 大臣官房統計情報<br/>・中分類 人口動態・保健統計</p> <p>データエントリーのコスト積算に関しては、帳票の実態、入力ルートの詳細、特殊事情等全てつまりません。従いまして、現作業管理者、作業当事者の全面協力が無いと正確な積算が不可能になります。</p> <p>現関係者の情報開示全面協力体制の構築が必須となります。また、現行の当該システム開発業者側にBlink BOYが存在する場合にはこれを開示させる必要があります。</p> | 厚生労働省  |       |
| 34 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   | <p>現在、各省庁での利用を前提とした次期システムの構築作業が人事院を主導して進められています。コスト比較上で同システムを前提とした場合には、比較の段階で当システム利用下での事務導入・運用コストなどを算定する際のみならず運用に付随するデータエントリー対象帳票の種別、各帳票の年間発生枚数、入力オペレータの年間稼働実績の詳細、帳票サンプルの提供直接担当のみならず運用に付随する間接人員のコストを算出（試算）可能な情報、管理従事者数、各自の年間管理業務従事時間、各自の年間のファイアウォールをしっかりとまとめた仕様書</p> | 厚生労働省 |
| 35 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   | <p>現在、各省庁での利用を前提とした次期システムの構築作業が人事院を主導して進められています。コスト比較上で同システムを前提とした場合には、比較の段階で当システム利用下での事務導入・運用コストなどを算定する際のみならず運用に付随するデータエントリー対象帳票の種別、各帳票の年間発生枚数、入力オペレータの年間稼働実績の詳細、帳票サンプルの提供直接担当のみならず運用に付随する間接人員のコストを算出（試算）可能な情報、管理従事者数、各自の年間管理業務従事時間、各自の年間のファイアウォールをしっかりとまとめた仕様書</p> | 厚生労働省 |
| 36 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <p>当該業務の業務プロセスの開示</p> <p>仕組みが情報システム（IT）化されている業務プロセスの開示</p> <p>バックオフィス系の業務内容、業務名称、目的、業務プロセス、発生時間と頻度及び納期、総時間、人数）</p> <p>バックオフィス業務に開拓する直接的な人件費のみならず、間接的（光熱費、通信費・家賃・業務委託費、専用伝票の費用等）の費用に関する情報の開示</p>   | 厚生労働省<br>国土交通省   |       |

|    |  |  |  |  |  |  |  |                    |   |  |   |  |  |  |   |                          |       |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--------------------|---|--|---|--|--|--|---|--------------------------|-------|
| 37 |  |  |  |  |  |  |  | 建物施設保全管理業務         | 各国立病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構の建物施設保全管理業務   | 民間事業者が各病院が保有する建物施設の保全業務を一括して実施する。各病院においては、経年による老朽化や機能劣化進行している。このため、民間事業者は全国的な電子情報組織を設け、全病院の保全情報を集積管理し、各病院を横断するベンチマーク分析を行い維持管理費やエネルギー使用量の適正化を図るとともに、長期保全計画に基いた施設整備費の適正な配分等によりライフサイクルコスト低減を図る。   |   | 組織の一部の業務を切り出すため、正確な業務量(業務負荷)と、現状の機械化等の装備およびその業務にかかる総コストの開示が必要  |  |  |   | 厚生労働省                    |       |
| 38 |  |  |  |  |  |  |  | 国家資格試験実行管理事業       | 各種国家資格の募集・試験・合格通知の実行委託(事務処理・採点及び試験会場確保・試験実施)・中小企業診断士試験・情報処理技術者試験を対象に考えている。                | 国家資格については、資格ごとに担当する財団があり、試験開催業務も各財団等で個別に実施されている。試験問題の作成は専門性が必要であり委託は困難と考えるが、試験開催の事務・実行管理は共通点が多いと考えられる。これらの事務を集約することで、要員のフル化とノワハウの転用が可能となり、生産性の向上によるコストダウンが可能となる。また、個別に実施されていると想定されるシステム構築も統合化でコストダウンが可能である。これらのコストダウンにより、受験料の値下げが可能となる。また、財団職員は試験問題作成に専念できることから、より多種の試験問題作成が可能となり、試験実施回数の増加、さらにはインターネット活用による試験実施といった方法の適用が可能となり、受験者の利便性の向上を図ることが可能となる。   |   |  |  |  |   | 経済産業省                    |       |
| 39 |  |  |  |  |  |  |  | 会費等の公金収納に対する収納代行業務 | クレジットカード決済による収納   | わが国では公金収納(使用料・手数料・税金)のチャネルが金融機関・郵便局・税務署の窓口支払や口座振替だけでなく、マルチペイメントネットワークを利用したインターネットバンキング、モバイルバンキングなどのチャネルが拡大し、すでに財務省・各古屋国税局などで取組が行われている。国民の利便性を考えると、クレジットカードや電子証紙などのチャネルも必要があり、これらチャネルを使った収納を代行する。またこれにより収納率の向上と職員負荷の軽減も図る。  | 「予算決算及び会計令」第5章収入第2節収納第32条(日本銀行における収納等の手続)で「財務大臣の定める場合には、領収書を納入者及び払込者に交付することを要しない」とあるため、別途定める必要がある。  | 「予算決算及び会計令」第5章収入第2節収納第32条(日本銀行における収納等の手続)で「財務大臣の定める場合には、領収書を納入者及び払込者に交付することを要しない」とあるため、財務大臣の認可が必要である。  | 国等の団体は非課税団体であるが、民間事業者は法人税を払うこと前提として企業経営を行っている。落札金額について、法人税分のハンデが民間事業者にあることを考慮いただきたい。また間接費を含めたトータルコストで計算していただきたい。             |  | 開示して頂きたい情報は以下のとおりである。<br>事業規模<br>繁忙期<br>間接費<br>業務量(処理件数)<br>収納金額等 | ・委託仕様(SLA)の厳密性<br>・リスク分担 | 経済産業省 |
| 40 |  |  |  |  |  |  |  | 自動車における封印制度委託制度    | 現在国土交通省自動車局のもと全国9ブロック52陸運支局内で実施されている登録業務のうちナンバープレートの交付に伴う封印事業について                         | 「現行の自動車の登録制度において、ナンバープレートの交付を伴う場合、当該車両をその都度各支局に持ち込み車台番号を確認する後に施封料を要している。一方で、ブロックごとに封印業者を別ける上ではかせないものがあり、封印料をそのまま支払っているが確実に当該車両に取り付けられていることを外観で判断するために不向きであると思います。しかし、一部の場合は施封料をそのまま支払っているが確実に外観で判断するためには不向きであることを認められ始めた行政書士などで取り扱い方法が全く違うのがわかる。例えば、外国人の入管でいる現状は、多くの時間と労力を要している。そのため、封印料を支払っている間に、車両の混雑度によっては登録業務を実施するため同じ車両の交通渋滞をも引き起こす。支払によっては近隣住民の生活に支障をもたらしているのが現状である。これをそのまま取り扱いにおいて一定水準の知識を有すると言われた民間が、出張で実施するといった委託の方法で実施することとすれば、国民の負担が軽減される。混雑も緩和される。そうしたことによって各支局においては、封印料を支払うこともあつて、多くの団体のみに一極集中している封印委託の現状を変えることで競争原理が生まれ、これから始まるワクストップサービスにおいてもナンバープレートの交付まで一元化できる。 | 「現行の封印委託事業は各ブロックごとに委託の方法に大きな差異がある。更にその中の委託先に於いても甲種、乙種等と分類し、取り扱いについては複雑であるといった問題を有している。そもそもなぜ、自販連、中販連、そして最近取り扱いが封印委託についても実施するため、下記例示は必要と思われるが、現在利用者へのサービスが全く考えられていない。自ら赴いてサービスを提供するという姿勢が欠落しているように思います。適正な機動力を有する民間が参入する事で、前述のような状況が大きく改善できるものと確信します。」<br>封印受託について<br>取り扱い<br>者の認定(勿論我団体も参入したいと考えています) | 現在、どの程度の費用で、あるいは何を条件として封印委託がなされているのか全くわからなない。入札にあたって、下記例示は必要と思われるが、現在利用者へのサービスが全く考えられていない。自ら赴いてサービスを提供するという姿勢が欠落しているように思います。適正な機動力を有する民間が参入する事で、前述のような状況が大きく改善できるものと確信します。<br>「落札者の評価に当たっては、官側のコストとして、免税額・補助金額を適切に加算しなければ、民側が不利な扱いを被ることとなる。」<br>落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念があると思います。 | 現在、関東で言うと、陸運局のみに委託している根拠。更に財団がその先の委託先について委託の条件をははらに定めており、利用者に対するサービスについて、事業に付けて、開通する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要があると思います。 |  | 国土交通省   |                          |       |
| 41 |  |  |  |  |  |  |  | 図面・文書の保管・検索業務      | 公共工事発注機関<br>・国土交通省 地方整備局<br>・国土交通省 官庁営繕部<br>・水資源機構<br>・鉄道・運輸機構<br>における完工事図面等図面・文書の保管・検索業務 | 民間事業者が電子情報組織を設け、公共施設図面の電子化・登録・検索・紙文書の保管等のサービスを提供する。これにより、必要な時に必要な施設図面もれなく利用できるようにし、図面管理業務の集約による効率化・費用縮減ばかり、災害等緊急時の図面情報即时活用を可能にする。  |   | 組織の一部の業務を切り出すため、正確な業務量(業務負荷)と、現状の機械化等の装備およびその業務にかかる総コストの開示が必要  |  |  |   | 国土交通省                    |       |